

家電リサイクル法対象製品の処理方法について

1. 対象となる家電品は？

品目	法の対象となるもの	法の対象とならないもの
エアコン	セパレート型・窓用エアコン その他冷房機能を有するもの	冷風扇・その他冷房機能を 有していないもの
テレビ	ブラウン管式・液晶式・ プラズマ式のテレビ	パソコンのモニター ※パソコンで回収する (26ページ参照)
冷蔵庫 冷凍庫	冷凍冷蔵庫	業務用
洗濯機 衣類乾燥機	全自動・二槽式・乾燥機能付洗濯機 ガス式・電気式の衣類乾燥機	業務用

2. 処分する場合は？

家電リサイクル法対象製品を購入した販売店又は、同種の製品を買い換えた場合は、販売店に引き取り義務があるので、販売店に回収を依頼する。

その際にリサイクル費用と各販売店の定める収集・運搬費用を直接支払う。

その他の場合（買い換えではない、買ったお店がわからない等）は、リサイクル費用は郵便局へ、収集・運搬は許可業者に直接依頼してください。

3. 許可業者に依頼する場合の手順

①郵便局へ行きリサイクル費用を支払う

メーカーと品目を調べてから郵便局に行き、郵便局に用意してある「家電リサイクル券」に記入し、「家電リサイクル券センター」へリサイクル費用を振り込む。
(処理費用は26ページをご覧ください)

②許可業者へ引き取りを依頼する

許可業者へ直接連絡し、引き取り日の調整をする。

③許可業者へ運搬費用を支払い、引き渡す。

製品の引き取りの際に直接許可業者へ支払い引き渡す。
(運搬費用はお申込の際にご確認ください)
※運搬収集は別料金となります。

4. 自ら指定取引場所へ持ち込む場合の手順

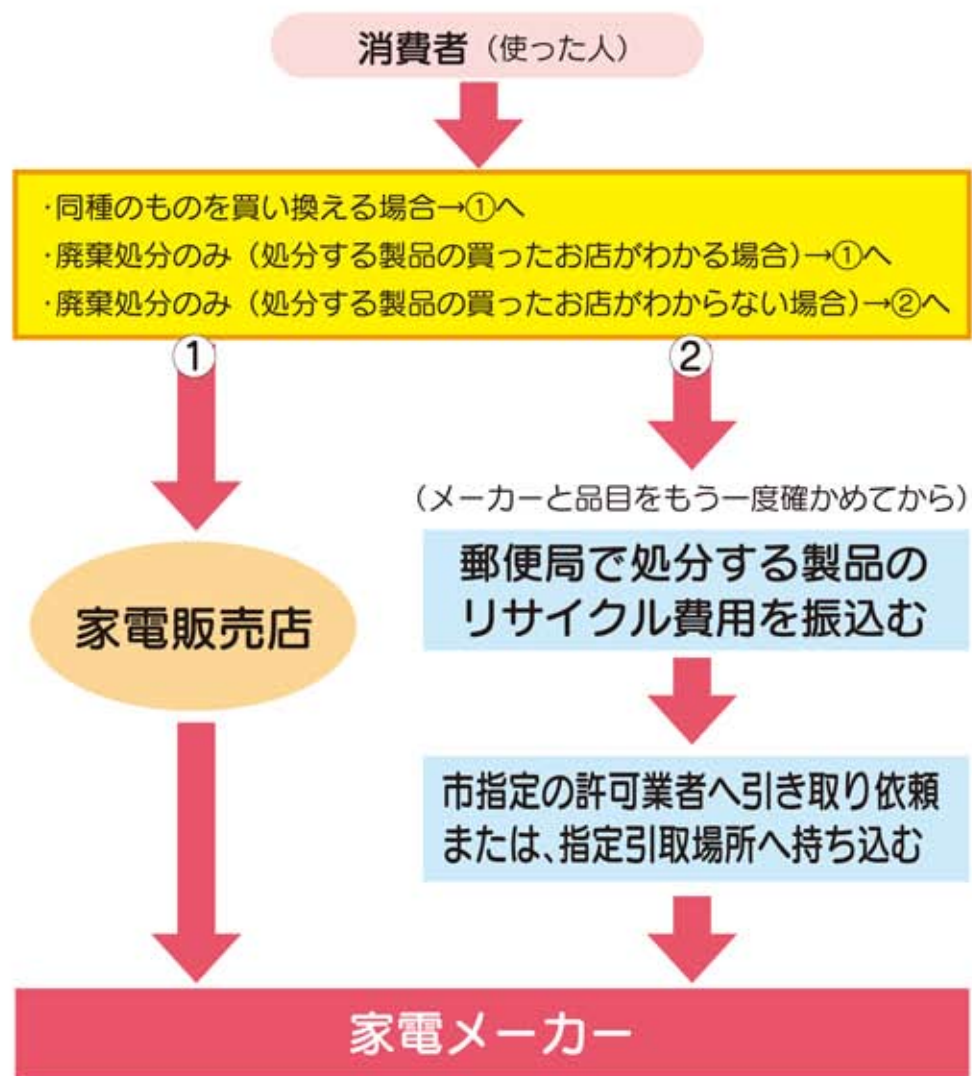
①郵便局へ行きリサイクル費用を支払う

上記3.①と同様。

②指定引取場所へ直接持ち込む

取手市近隣の指定引取場所
新柏倉庫株式会社 柏取引所
千葉県柏市十倉二164-39
☎04-7128-5001

5. 処理フロー



6. 許可業者

(有)光企業 ☎73-1285
(有)斉藤商事 ☎78-0123
(有)東西 ☎82-3889
(有)トーフ環境開発 ☎85-8902

※詳しいことは、家電リサイクル券センターにお問い合わせください。

 **0120-319-640**

受付時間：午前9時～午後6時（日・祝休）

郵便局で「家電リサイクル券」に、必要事項を記入してください。



廃棄物はメーカーによってコードが異なります。廃棄するときは、メーカーを確認してください。

品目コードは製品の種類によって異なります。詳しくは郵便局の窓口にてお問い合わせください。

お問い合わせ 取手市役所 環境対策課 ☎74-2141(代表)